平成２５年（フ）第４８３号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼5116番地５、前住所栃木県下都賀郡野木町大字野木1840番地14
債務者　中野　英則
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８４号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼5116番地５、前住所栃木県下都賀郡野木町大字野木1840番地14
債務者　中野　明代
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９７号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町36番地32　グリーンハイツ三澤パートⅠ203号室
債務者　加藤　健一
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９８号
栃木県下野市駅東１丁目７番９号　コンフォートハイツ102、前住所栃木県下野市柴90番地11
債務者　中尾　友幸
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０９７５号
東京都町田市小川1707―１―106
債務者　薄衣　文子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０１９号
神奈川県横浜市都筑区北山田４丁目22―８　クレールテラスＬ101号
債務者　宇賀神佑太
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０２０号
神奈川県横浜市都筑区北山田４丁目22―８　クレールテラスＬ101号
債務者　宇賀神麻衣子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０２６号
東京都北区豊島１丁目34―２―401
債務者　山崎眞理子（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０２７号
東京都練馬区向山１丁目18―６―105
債務者　志村　真緒
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０２８号
埼玉県越谷市千間台西３丁目３　パークタウン９―101
債務者　鈴木　昭博
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０３１号
東京都台東区下谷３丁目16―13―402
債務者　小倉　治子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０３３号
東京都品川区大崎２丁目６―15―303
債務者　瀬崎　達哉
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０３４号
東京都渋谷区代々木４丁目22―２―310
債務者　河本　幸典
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０３５号
東京都杉並区下高井戸４丁目27―18
債務者　嶋佐　　浩
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０３６号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺東２丁目１―22―202
債務者　渡邊　あゆ
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部